

平成 20 年 10 月 20 日制定  
平成 23 年 3 月 25 日改訂  
平成 23 年 11 月 21 日改定  
平成 24 年 6 月 11 日改定

# 新潟キッズキッチン協会会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、新潟キッズキッチン協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を新潟県新潟市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、キッズキッチン協会の団体正会員との位置付けから、キッズキッチン協会の定款第 5 条に示す食育に関する事業活動を行う事で、子供達と共に考え、深く学び、料理という五感体験を通して、未来を担う子ども達の「たくましく生きるチカラ」を育てるとともに、「米」を始めとした豊かな農産物、日本海に面し美味しい海産物に恵まれた新潟の「食」文化を継承するために活動して行く事を目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 新潟県内における新規会員の募集
- (2) キッズキッチン教室の実施
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

正会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力する法人とする。

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会 費)

第 7 条 正会員は、一会員当たり 50,000 円/年を上限とし、運営委員会において定めた金額を納める。

2. 既納の会費は返還しない。

## 第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく

- (1) 運営委員 5名以上10名以内
  - (2) 監事 1名
2. 運営委員のうち、1名を会長、1名を副会長とする。

(役員を選任)

第9条 本会の役員は総会で正会員のうちから選任する。

2. 会長、副会長は運営委員の互選とする。
3. 運営委員及び監事は、相互に兼務することができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表する。

2. 副会長は、会務を掌理し、会長を補佐する。会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 監事は、本会に属する会務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。
3. 増員により就任した役員任期は他の役員任期の残存期間と同一とする。
4. 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

## 第4章 会議

(会議種別、議長)

第12条 会議は、本会総会及び運営委員会とする。

2. 本会総会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 運営委員会の議長は、副会長がこれにあたる。

(本会総会構成)

第13条 本会総会は、本会正会員をもって構成される。

(本会総会種別、招集)

第14条 本会総会は、通常総会として、毎年1回開催する他、本会正会員の3分の1以上からその目的を示して請求があったとき、又は本会長が特に必要と認め運営委員会の承認を得たときに臨時総会を開催する。

2. 本会総会は、会長がこれを招集する。

(本会総会付議事項)

第 15 条 本会総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支予算
- (3) 役員を選任または解任
- (4) その他特に重要と認められること

(本会総会の定足等)

第 16 条 本会正会員はそれぞれ 1 個の議決権を有する。

2. 本会総会は、本会正会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
3. 本会総会の議決事項は、出席した本会正会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 17 条 本会総会に出席できない本会正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席本会正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合、その本会正会員は、出席したものとみなす。

(議決事項の報告)

第 18 条 本会総会において、キッズキッチン協会の総会及び理事会に提出すべき事項を決定したときは、本会長は、各事項ごとに提案の理由を付し、キッズキッチン協会に提出するものとする。

(運営委員会)

第 19 条 運営委員会は、運営委員をもって構成し、副会長が必要と認めたときに召集する。

2. 運営委員会は次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 本会総会に付議すべき事項
  - (2) 本会総会から委任された事項
  - (3) その他会務執行上の重要事項

(運営委員会の定足等)

第 20 条 運営委員はそれぞれ 1 個の議決権を有する。

2. 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
3. 運営委員会の議決事項は、出席した運営委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(規程の準用)

第 21 条 第 16 条の規程は、運営委員会に準用する。

## 第 5 章 そ の 他

(事務局)

第 22 条 本会の事務を処理するために、事務局を置くことができる。

2. 事務局に関する規程は、運営委員会の承認を得て、別に定める。

(顧問)

第 23 条 本会に、顧問を若干名おくことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。

(資産の管理)

第 24 条 本会の資産は、会長が管理するものとし、その管理方法は運営委員会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第 25 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(準拠)

第 26 条 この規則に定めのない事項は、本部定款に準拠するものとする。

(附則)

この規則は平成 24 年 6 月 11 日から施行する。